

徳島県個人情報保護審査会答申第98号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年6月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○. ○月○（○）に、国（○○○）から県に指導された協議及び伺い関係書類 農業基盤課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年7月1日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、当該文書を作成しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年7月11日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年12月20日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、3の審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

国が指導・監督する官庁として、県に指導したものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報とは、平成○年○月○日付けで審査請

求人が国と県に対して提出した請願書（以下「本件請願書」という。）の件で、国と県が協議した記録に関する書類と特定した。

本件請求は、農業基盤課に対して行われたものであるが、本件請願書の内容は、土地改良区の指導に関することであり、農業基盤課の業務でないことから、国と協議した事実もなく、本件請求に係る文書は取得及び作成しておらず存在しない。

以上により、実施機関は、本件請求に係る対象個人情報を保有しておらず、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項に基づき本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、本件請願書に関する件で、国と県が協議した記録に関する書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、本件請願書の内容は、土地改良区の指導に関することであり、実施機関の業務でないことから、国と協議した事実もなく、本件請求に係る文書は取得も作成もしておらず存在しないとのことである。

イ 本件請求は、農業基盤課、農山漁村振興課及び南部総合県民局産業交流部（阿南）に対して行われており、当審査会において、平成29年10月4日付け答申第55号及び第56号で審議し、平成〇年〇月〇日に、〇〇〇から農山漁村振興課に電話があったことが判明している。

ウ また、当審査会において、本件請願書を見分したところ、内容は、〇〇土地改良区に対し、土地改良法に基づく〇〇〇を請願するものであった。

通常、土地改良区の指導及び監督に関する国との協議は農山漁村振興課で行っていることから、本件請求に係る文書を作成していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成しておらず、保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年12月20日	諮 問
令和 元年11月22日	審 議 (第116回審査会)
12月26日	審 議 (第117回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長